

第四十回 参議院商工委員会會議録第二十六号

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)

午後二時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
委員 大泉 寛三君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小林 英三君
吉武 恵市君
近藤 信一君
吉田 法晴君

委員

政府委員

通商産業省
鉱山局長 川出 千連君

事務局側

常任委員
会専門員 小田橋貞壽君

参考人

石油鉱業 三村 起一君
石油連盟副会長 南部 政二君
東京電力株式会社 笹森 建三君
社常務取締役 エネルギ 徳永 久次君
懇談会委員

本日の会議に付した案件

○石油業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

石油業法案を議題といたします。

これより御出席願いました四名の参考人の方から御意見を伺うのでありますが、これに先だつて一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ、木委員会のために御出席を賜わり、まことにありがとうございます。委員一同にかわりまして厚くお礼を申し上げます。

これから御意見を伺います石油業法案は、私から申し上げるまでもなく、わが国エネルギー源として、需給面に最も問題の多い石油について、本年十月に予定されている貿易の自由化に対処し、石油の安定的かつ低廉な供給をはかり、国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的として、石油精製業等の事業活動の調整その他基本的事項を定めようとするものであります。

ので、この際、探掘、精製、需要、エネルギー政策等の問題について、御造詣の深い皆様から忌憚ない御意見を伺い、私どもの今後の審議に資したいと存する次第でございます。

なお議事の進め方ですが、最初にお一人大体十五分程度で御意見を述べお願い、御意見開陳が全部終わりました後に、各委員から質疑を行なうことにいたしますと存じます。各位の御了承をお願いいたします。

それではまず石油鉱業連盟会長三村起一君にお願いいたします。

○参考人(三村起一君) 私は、ただいま御紹介いただきました石油鉱業連盟会長の三村でございます。本日は石油業法案につきまして、意見を述べる機会を与えていただきましたことについて厚く御礼を申し上げます。

現在提案されております石油業法案は、もちろん本年十月の石油輸入自由化に備えてのことでございますが、世間の一部では、自由化とは言いがたから、業法で規制するようなことは、真の自由化ではないというような意見もあるやに聞いております。はたしてそうであるかどうか疑うものであります。

は、巨大なる外国石油会社と密接な関係を持っておりますので、いろいろ複雑な問題があるやに聞いております。

次に、われわれ石油鉱業連盟の立場から申し上げますと、石油業といえは、海外では掘ることから精製、輸送、販売、これみな一貫しておるのが普通石油業であります。わが国の特殊事情としては精製業と、それから石油を掘るのは別々になっておるような次第でありまして、われわれ石油鉱業連盟の四社は、みずから精製の設備をも一つも持っておりません。したがってわれわれの生産した原油の全部を既存の精製会社に買っていたかなければ、やっていけない現状でございます。

す。しかも競争相手はどこかといえは、全部外国の巨大なる石油会社というようになっておりました。原油の輸入が自由化されることは、石油精製会社にとつても、いろいろ問題もございまいしょうけれども、われわれ四社にとっては、まことに大きな影響をまともに受けるものと見るべきではないかと存じます。

そういう次第でございますので、原油の輸入を自由化するにあたっては、業法も要らないという人がもしあるとしますれば、全くわれわれ石油鉱業連盟の四社の存在を無視された立場に置かれることになると思ひます。特にわれわれ石油鉱業四社にとつて、今の時期に原油の輸入が野放しに自由化されるということになりますれば、あたかも、国産原油はもうありません。

が、アラビア、北スマトラ等で花のつぼみが咲きかかったところで風が吹くようなものでございまして、私たちの企業にとつては、死活にかかわるところの重大事件でございます。

ここで少しく事情を申し上げて御了解を得たいと思ひます。すなわち国内における石油資源の開発は、この数年間の探鉱の成果がようやく実りの時期を迎えまして、過去日本の、まず、天智天皇時代は別といたしまして、明治になって石油探掘というものが、やや本格的になって以来九十年の歴史を持つておりますけれども、横ばいの状態で最近までございましたし、ことに戦後は八橋油田を発見するまでは横ばい状態でありましたが、幸いにし

て、ここ数年間皆様方が第二十二国会においてお作りになりました石油資源開発株式会社法によりまして、開発会社ができてから著しく原油の生産が伸び始めたところでございまして、最近のカーブは、ここへ持ってきてはおりませんけれども、最近数年間のカーブを見ますと、過去の横ばい状態のカーブから非常な勢いでもって上昇してきておりますことが、あたかも戦後ヨーロッパの独、仏、伊三國のカーブに類似してきておることを特に注意をいたしましたかと思ひます。これは、ひっきょう探鉱活動が十分にやられた結果だと思ひますので、もしも引き続き探鉱活動が十分に行なえるならば、ここ数年の実績から類推いたしますと、今後の増産は期して待つべきも

のがあるのではないかと思います。
しかし、他方において、この数年、輸入原油の価格が急落いたしました。

このことは、決して精製会社に対して、かれこれ文句を言うわけじゃないと、いせん。これは国際的な情勢でございませう。われわれの原油も、したがって、わずかに二年間で三〇%の値下がりをおこ儀なくされたのでございます。具体的に申し上げます、一キロリットル当たり九千五百円ほどであったのが、この二年間に、昨年の十月からは六千六百五十円に下がり、さらに最近では、これから二千円下がるように買い取り精製会社の方から要望されてきております。現在の六千六百五十円という価格は、米国の国産原油の価格とほぼ同じでございまして、生産者手取り約一万円前後の英、仏、独等の価格から、はるかに安くて半値近くの値段で、われわれの国産原油は引き取られておるわけでございます。これを世界一安い中東からの輸入原油と同じ価格にまでさや寄せるといふことは、精製業者の立場としては、私はもつともだと思いません。決してこれをかれこれ言うのじゃございせん。しかしながら、今度は立場を変えましたわれわれといたしましては、非常な窮地に立たされるわけでございます。したがって今後、野放しの自由化ということが行なわれた場合には、われわれの生産した原油が円滑に引き取られないということにもなりまうという、日夜汗水流して泥まみれになって働いておる五千人の従業員としては、それこそ死活に關するところの重大な問題ということになりかねないと思ふのでありまして、この点は精製業者と、われわれ石油を掘

るものが、兩者共存共榮の道を開いていただきたいと思つておるわけでございます。

第二に、海外開発の原油の引き取り問題でございますが、今のは量が少なから、まあ大したこともなからうというところはよく言われますけれども、今度海外開発原油になると、逆に量が大きいからちよつと問題だというふうな言われるのであります。アラビア、北スマトラ石油の引き取り問題が当面してきておるのであります。いづれもわが国にとっては有意義な海外開発事業でありまして、政府の財政融資も、すでに相当多額に受けておりますが、北スマトラ、アラビア両者とも、その事業はりっぱに軌道に乗つてきました。特にアラビアでは、今まで二十八坑井のうち、一本の失敗もなく、わずか二年余にして世界第八位の油田といわれるほどの大成功をおさめて参つております。生産も、本年度は六百五十万キロリットル、来年度は一千万キロリットルに達するという見通しでございますので、石油輸入国であるわが国にとっては、これを一アラビア石油会社というのじゃなく、国家的見地から見ても、まことに慶賀すべきことだと思われまふ。

ところで、先ほども述べましたように、わが国の精製会社と外国石油会社との特殊な関係がありますために、国際価格であっても、量的の点で十分なお引き取りができるかどうかというところは非常に困難な問題があるのであります。この点は極力、御同情があり、また御理解もある精製業者のほうの態度でございますが、また一方、大きなユーザーとしての電力並びに鉄鋼会社

のほうでも、極力引き取るように御尽力下さると思われまふ。またそういう言葉も聞いておりますが、しかしながら、なかなか容易でないことだと思ひます。で、具体的に申しますと、現在わが国の原油輸入量のうちで六〇ないし六五%程度のものが、外国資本が半分入つておる会社に対して、その親会社である外国石油会社が独占的に原油を供給しておられて、さらに残りの二〇%は最近この数年間、莫大な外油会社からの設備資金の借り入れ、それが、ただ単に金の借り入れでなくて原油の長期の引き取りの、購入の契約ができておるといわれておられて、自由に購入先を選択できるものは、わずかに年に五百万から六百万キロリットルだといわれております。

以上のような論点から帰納いたしまして、石油業法の必要だということを私はさらに、もう少し申し上げてみたいと思ひます。

このように石油業界は、現在各種の重大問題が山積しております。かつ相當の混乱が想像されるのに、自由化にそのままで突入するということは、これはきわめて危険なことだと思われまふので、エネルギーの中心であります石油産業が安定することは、国家的見地からも非常に重要なことではないかと考えられます。業法がもし成立しないときは、自由化を延期すべしというような議論まであるということも聞いておりますが、わが国の特殊事情と石油業の重要性からすれば、あるいは無理からぬ意見かと思ひます。あるいは世間では、自由化しても自主調整すればよいじゃないか、法律は要らぬじゃないかというような議論もございませう。

が、これはある程度、なるほど願ひしいことではございませうけれども、しかし現実の石油業界の事情を見まして、はたしてそのことが可能であるかどうかというところは、私はきわめて疑わしいと思ひます。政府におかれましては、自由化を前にして、国全体の利益という大局の見地から、重要産業である石油事業全体の秩序を維持することができまうように、今回石油業法の制定を考えられましたことは、きわめて私たちは時宜を得た措置であると思ひます。また、絶対必要な法案であるといわれれば信ずるものでございませう。

現在提案されております石油業法に対して、一、二、われわれの立場から若干希望を述べさせていただきます。一、と、第三条の石油供給計画及び第十条の業者の石油製品生産計画に対する勧告、こういう条項の運用等を通しまして、国産並びに海外開発原油が、ヨーロッパの事例のごとくに完全引き取りということが安定して行なわれるようにしていただきたい、特にお願ひいたしたいと思ひます。

以上は、業法についてでございますが、これで大体終わっておりますが、なおこれとともに、業法の裏づけという言葉をいかにどうかしりませんが、裏づけとして、引き続き国産原油の保護育成ということ、この石油産業連盟の四社の原油の確保な引き取り体制の確立ということについて、かねがね念願しておるわれわれは、政府並びに諸先生方にも、われわれの意見は昨年暮れからして要請書としてお手元にもお配りしたわけでございますが、この事柄を、特にそういう具体的な施策

を、ひとつお考えをお願い申し上げます。石油連盟とは緊密な連携をとりながらひとつ進んでいきたいと思つておりますが、ついでに二点について、特にお願ひ申し上げます。

国産原油の現状につきましては、すでに述べましたとおりでございますが、西歐諸国が戦後十数年間に国内石油資源の開発に一貫した努力をやっておる——どなたもおっしゃいましたとおり、フランスのごときは何べんか内閣がかわつたにもかかわらず、一貫して政策を実行しておるということでございます。また、国内石油資源の開発に一貫した努力を傾注した結果、めざましい成果をおさめております。わが国では、第一次五カ年計画の遂行によつて探鉱活動もようやく軌道に乗りました。探鉱活動も、石油資源の開発に対する政府の出資は、本年度は探鉱費二十五億の予定をしておりまして、十億円の政府出資を要望しました。対して、わずか四億圓に削られておりますし、また、天然ガス関係予算も四億圓の要求に対して一億五千万圓が予算化されておるにすぎないのでございませう。これを西歐の例に見ましても、わが国五カ年計画の実績から見ましても、油田、ガス田の発見というものは、探鉱投資額に比例しておる。ことに学界、実業界の権威者を集めていらつしやるベアックの御報告にもありますとおり、連鎖反応式に油田が開発されるものだということを報告されておりますが、そういうふうには増大するということが一探鉱投資に比して増大しているということが実証されておりますので、わが国では、まだまだ未探

て船舶の過剰を処理いたした実例もございまして、ましまりの悪い点につきましては、今後やはり忍耐強く、将

来まとまりのいいように努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

さて、法案でございますが、これは全くこの法案を一覧いたしまして、政府の、当局の御立案に非常な御苦心が

あったことと、かように考えるわけ
でございますが、しかし、これまでの法
律のごとく、政府が命令するとか、こ

うするのだというようなことはないわけでありまして、生産計画について変更の必要があるときは勧告をする、あ

るいは価格等については、標準的な価格を公示するというようなことでございます。もっとも設備の新設、増設、

変更あるいは事業の許可制ということ
はございますが、しかし、全体として
見ますと、きめ手のないと申します

か、きわめてゆるやかなる法規である
と、かように考えるわけでございます
す。もっぱらその法律の運用が、事実

上の問題として私ども業界に問題な
と、かように感ぜられる次第でござい
ます。

具體的に予想せられます事柄を——
二申し上げますと、たとえば、政府は
石油審議会の議を経て供給計画を定め

が、その供給計画を定められる一方、法の第十条で各石油会社は、輸入計画

なり生簾書画を政廳に届け出なすに
ならないという項があるわけでござい
ます。先ほど三村さんから、アラビヤ

石油等の問題は、討論があまり進みませんでした。例えば、ブラビア石油をどれだけ引き取るかというようなことも、輸入計

三

画に入れなければならぬわけだ、かように考えるわけでありますが、石油精製業としては、できるだけこれを輸入するように努力をいたしますが、出たものは全部引き取れるかどうかという点に至りますと、これは目下、私も業界において検討中でございます。あるいは一千万トンという場合に、まあ六百万トンは引き取れるが、あとはどうも引き取れないとか何とかという問題は、今後出てくるのが予想せられる、かように考えられるわけであります。

なお、政府の定められました供給計画をこえて第十条の輸入なり生産なりの計画が各石油会社から出て参りますと、その合計が供給計画を上回るといふようなことが予想せられるわけであります。外貨の割当がないのでございまして、それだけが、私のほうはこれだけ輸入して製造したいといふような問題が出てくるのではなからうかと、かように考えられるわけでございますが、これらの問題にあたりまして、政府が、一方的にこうしろという御命令をなさらないように、できるだけ限りの日本の石油産業はかくあるべきという大もとのかじをとっていただく程度で、企業の自主性をできるだけ尊重した運用をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。たとえばアラビア石油の輸入の問題にいたしまして、国産原油の引き取りの問題にいたしまして、ひとつ忍耐強く寛大な目でごらんを願って、私もが善意に基づき自主的な、かつ解決をなし得るような、ひとつ行政的な御指導をこの法律に基づいておとり願えれば非常にしあわせと、かように考えてお

るわけでございます。なお、この法律そのものは、事業の許可、設備の新設、増設、変更等許可、認可事項に相なっておるわけでございまして、石油業に對しては、ちよつと見ますと、相当な義務を課しておるというところでございまして、石油は先ほどもお話がございましたが、外国から資本が入つておる、あるいは外国から金を借りておるというふうなことで、原油はひもつきじゃないか、こういうお話でございますが、これまで昭和二十五年に太平洋沿岸の石油工場を再開せられて、昭和三十三年までにおおむね二千七百億程度の設備投資をいたしておるわけでございます。この間、鉄鋼とか電力その他と違ひまして、全くこれは自前でやつていけることとできておるわけでありまして、国家財政資金の援助は、港灣施設等に多少御援助を願つたといふようなことに相なつておるわけでありまして、国内において資金の調達がかんり困難である、相当多額の設備資金を要する借入金でございまして、外資が入つておる。いずれこれは宿命でございまして、外国から原油を大部分買わなければならぬといふことに相なつております。しかも原油は、長期にわたつて契約をするといふように戦後相なつてきております。したがって、その契約の一条項として外資を導入しておるというふうなわけでございまして、外資を導入すると、どうも外雨の走狗になつて自主性を失うじやないか、こういうことに相なりますと、まことに私どもの立場としては苦しい立場に立たされるわけでございますが、

いずれにしても、長期にわたり原油を輸入しなければならぬとせんし、設備産業でございまして、相当な設備資金を所要といたしますので、今後とも政府におかれまして、石油産業の将来の設備資金、これは昭和四十五年に億キロリッターといふような倍増計画に基づき予想がございしますが、これを精製いたしますためには、毎年約一千億程度の固定設備投資をいたさなければならぬといふ計算が一応出ております。これらにつきまして格段の御措置をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

なお石油製品は、第二次戦後、消費地精製主義と申しますか、原油を持つて参りまして、消費地において精製をする。日本もほとんどそれでございまして、国内精製で需要をまかなうといふふうになつて参つておるわけでございしますが、今のところ多少、重油その他一部の製品の製品輸入があるわけでございます。これはまだ、外貨の事前割当が継続せられるといふふうに承つておりますが、今後この事前割当が廃止せられて、製品の輸入もまた自由化されるといふような場合におきましては、やはり国内の精製会社が立つていきますように、原油、重油等の関税等、全面的にひとつ、またお考えをお願いいたさなければならぬのではなからうかと、かように考えております。

なお、この法案の許可、認可、報告等すべてにわたつて、石油審議会が随時積極的に通産大臣に意見を申し述べることができるようになつておりますし、諮問も受けることに相なつております。石油審議会の議が、重要な石油政策の今後の決定的なファクターに相なると、かように見受けられるわけでございまして、この審議会の議には、できるだけ限り私も業界の意見が反映いたしますように、政府におかれまして、特に御配慮をお願いいたしますと希望いたします次第でございます。

わが国の消費しておりますエネルギーとしての石油並びにそれに関連する石油化学といふようなものの今後を考えますと、まことに私どもの持つております石油業の社会的責任は重要でございます。私どももいたしましては、いつまでも、まともの悪い業界であるといふ汚名は、なるべくすみやかにこれを返上していきたい、かように考える次第でございますが、しかしそれにいたしまして、とにかく仲間の消費に對して、国産その他を考慮合せて見まして、何としても原油の世界的な分布の状況が偏在いたします限りにおいては、やはり外国から輸入せざるを得ないことは明瞭でございます。したがって、この点につきましては、やはり安定して長期にわたつて供給を受け得るような國際的環境のもとにおいて、私どもは物を考えなければならぬのではなからうか。やはり通産大臣もたびたび申しておられるようにございしますが、國際協調の中において、私どもは長期安定を考えなければならぬのではなからうかと、かように考えておる次第でございます。

以上、私の陳述を終えたいと思つてございしますが、法律そのものについて大方の業界の意見は、これを認め、ただその運用にあたりましては、運用のいたし方で、どうにもなるのじやなからうか、できるだけ限りの業界の自主性を尊重していただくように、また審議会には、十分に業界の意見の反映いたしますよう御配慮をお願いしたい、かように

な石油政策の今後の決定的なファクターに相なると、かように見受けられるわけでございまして、この審議会の議には、できるだけ限り私も業界の意見が反映いたしますように、政府におかれまして、特に御配慮をお願いいたしますと希望いたします次第でございます。

なお、直接本法案に關係はございせんが、今申し上げますように、輸入するものは、すべてこれタンカーで輸入いたしておるわけでございます。本年のごときは、大休月間三百五十万トンないし三百六十万トンというよう大量の原油を輸入しておるわけでありまして、三万トン程度のタンカーが、毎日四はいなり五はいなりというものが、日本のどこかの港に到着しておるということでございますが、このタンカーの日本船による積み取り比率は、おおむね五〇％前後でございます。今後石油の需要が急速に伸びるに従ひまして、現在の政府の計画造船等では、やはり外船による積み取り比率がだんだん増大しはしないか。特に日本の輸出振興政策による輸出船に対する金融は、日本の船主が建造いたしますものより安い金利で日本でタンカーを建造する、その建造した外國船を日本がチャーターする、こういうことに相なりますので、日本の船主としては、まことに立つ瀬がないといふふうにも考えられますし、運賃の支払いは貿易外の収支でございまして、いわゆる英語でインヴィジブル・ファンズと申しますが、どうもインヴィジブルでも、相当巨額に達しますので、これは全体の立場から申しまして、安定供給の立場から申しまして、タンカーの建造に對しては、政府は特段の御措置をとられるよう私も希望いたしておる次第でございます。

に希望いたしておる次第でございます。

以上、陳述を終わります。

○委員長(武蔵常介君) 次に、東京電力株式会社常務取締役笹森建三君にお願いいたします。

○参考人(笹森建三君) 私、この席で陳述いたしますことになりましたことは、石油の大口の消費者として呼び出しをいただいたのことも存じますし、それと同時に、電気事業としてもお呼び出しをいただいたのことも考えております。したがって本来ならば、電気事業連合会長の太田垣が参りまして陳述いたすべきではございませんけれども、本日よんどころない事情のために、私が出て参ったのだと存じている次第でございます。

今日、石油は世界的に見まして生産過剰の状態でありまして、このような傾向は、石油の確認埋蔵量の増加状況から見まして、いわゆる原油の生産確認量と、世界的なこれが消費あるいは需要との割り算において、いわゆる確認埋蔵寿命は年々歳々伸びていつていく状況でございますが、こういう増加状況から見まして、今後とも相当長期にわたって、原油の生産は過剰の状況が続くものと私も予想しております。一方わが国のエネルギーは、国内資源である石油の生産に経済的な限界がございまするし、水力資源も必ずしも過剰ではありませんので、今後のエネルギーの需要は、次第に石油に移っていくものと私も判断しております。同時にこのことは、各方面で達成せられております諸調査においても、いずれも石油に対する需要は飛躍的に増加していくものと推定されてい

るのであります。こうしたわが国の石油事情は、経済成長に連れまして非常に大きく拡大していき、世界的に見ましても好個の市場となることが考えられます。このような状況下におきまして、今後石油エネルギーを低廉に、かつ安定的に確保して参りますためには、石油政策というものは、あくまでも自由主義経済体制を骨子として、生産者の自由競争と消費者の自由選択の原則に基づいて諸般の施策を実施していくべきでありまして、石油の自由化に伴って心配される一時的な問題につきましても、あまりに急いでいろいろな規制を行ない、その結果、石油政策の基本的な方向を見失い、エネルギー・コストを高めるような結果を招いてはならないと考えております。

私ももちろしまして、今後の石油政策の基本的な方向として希望いたしたことは、第一には、石油業界の自主的努力によって適正な競争関係を持続していただきたいし、同時に、油種別需要に見合った合理的な確立を考慮した設備の大容量化、あるいは企業規模の拡大などを通じて、石油産業の健全な発展をはかることであります。

第二には、消費者の立場からは、自由選択の原則が貫徹され、安い石油を大量に入手してエネルギー・コストの低下をはかり、国際競争力を強めることであります。たとえば、われわれ電気事業は原油の大口消費者でありまして、現在使用しております原油の量は、わが国の原油消費量の約三割になっておりますが、今後原油専焼発電が増加しますので、その消費量は数倍の量となり、十年後には全原油消費量中に占める割合も五割に近い量になるであろうと思っております。われわれとしましては、この原油を安くかつ安定的に入手し得るかどうかということは、燃料費が電力コストの二割を占めるといふ点から考えまして、今後の電気事業合理化の最大眼目の一つであります。

第三には、石油政策を実施していく上におきまして、ほかのエネルギー、たとえば石炭の安定供給をはかるため、石油の経済性を犠牲にするというようなことは絶対に避けるべきであると思ひます。石炭対策は石油に係るべく、別途合理化の推進なり、長期安定取引などによって行なわれるべきで、これについては、電気事業も現実に大いに協力しているわけであります。

以上、申し述べましたような石油政策に対する考え方につきまして、次に、石油業法案に關しての意見を申し上げます。

第一点は、本法案の性格ないし存続期間についてであります。この法案は、本年秋に予定されている石油の自由化に対処して、業界の混乱を防止し、供給秩序の維持をはかるために考へたものであります。先ほども申しましたように、わが国の石油市場が急速な拡大期にありますることからも、原則として、このような法的規制は望ましくなく、できるだけ業界の自主調整によるのが、自由化の趣旨からいっても本筋であると考えます。また、このような統制的な法律ができますことは、他の産業に与える影響からいって、決して好ましいことではありませぬ。しかしながら、現実の問題として、アラビヤ石油などの引き取りを円滑に行なうて行くためには、不幸にし

て今日の特殊事情からしまして、業界の自主調整のみによることも困難な実情にあるように思われますので、この当分の間、何らかの立法措置を講じて、これを調整することもやむを得ないと思うのであります。しかしながら、この場合におきましても、法的規制をあくまでも当面の過渡的措置という意味で、数年間の期限に限定した時間立法とし、また、規制の内容も、あくまでも石油需給の安定を中心とした最低限度のものとしていただきたいと思ひ、しばしば関係当局に要望して参ったのであります。今回、政府原案の附則第四条から、「緩和又は廃止の目的をもつて」の語句が削除されたことは、これによって、従来私どもの主張して参ったことから、一そう隔たることになるのであります。石油については、自由経済を基調として将来行くべきであろうという、私どもの基本理念から考えて、はなはだ遺憾に思っているところであります。自由経済と申しましても、今日私どもは決して過当競争によるダンピングとか、あるいは一部企業による市場の独占支配といったような事態を心配する必要はないと思っております。また、石油の安定供給ということは念願すべきことでありますから、アラビヤ石油等の国内原油の使用も、当然考慮すべきものであります。幸いにしてわが国の石油消費量は、年々増大する傾向にあるのでありますから、これらの問題の処理は、若干の時間さえかすならば、消費者もまじえた関係業界の協調によりまして、自主的に解決し得る問題なのであります。私どもは石油について、将来自由経済を基調として十分合

理的な処理ができて行くものと確信しておりますがゆえに、当面の処理に對しては、暫定立法で処理されることを重ねて切望する次第であります。同時に、先ほど三村会長さんからは、経団連の決議が、あたかも石油業法を全面的に支持するかのよう印象を受ける御発言がありました。私のこの手元にあります経団連の最後の記録を見ますと、必ずしもそうでないようでありまして、この際、恒久的な規制措置を内容として立法を行なうことは適当でない。これらの観点から、当面、有効期限を明確に限定した暫定の立法措置を講ずること云々というところが、経団連の最後の記録で私の手元にごさいますので、一言申し添えたいと思っておりますのであります。

次に、第二点として申し上げたい点は、設備の新設の許可についてであります。この法案の第七条では、石油精製設備の新増設については通産大臣の許可が必要になっております。石油については、将来大口の需要者につきましましては自家精製、あるいは自家精製に準ずるような設備を設置することがあると考えられます。このような場合、その設備は、一般の販売を業とする一般精製事業者とは趣きを異にすると考えられますので、その設置については許可を必要としないことにするか、あるいは、さような措置がどうしても困難な場合には、通産大臣の許可の基準を一般精製会社の場合と區別して、実情に沿った取り扱いができればするよう、考慮願いたいと存じます。

第三点としましては、石油審議会についてであります。石油業法が暫定

立法である場合におきましても、これを民主的に運用していく上で、この石油審議会のような機構はぜひ必要であり、非常に重要なものであります。したがって、この審議会の場に石油業界や石油消費産業その他の関係業界の意見が十分反映できるよう、審議会の委員の構成や、その運営について特に御配慮いただきたいとお願ひする次第でございます。

以上、はなはだ簡単にございますが、陳述を終わることにいたします。

○委員長(武蔵常介君) 次に、エネルギー懇談会委員の徳永久次君にお願ひいたします。

○参考人(徳永久次君) 先ほど来、関係業界の皆さんから御意見が出ておりまして、おむね原案賛成、それに若干、運用その他について御注文がついておるような経過でございますが、私の立場というのは、先ほど委員長から御紹介いただきましたように、エネルギー懇談会の委員をいたしております、実は本法案が立案されます際に、エネルギー懇談会にも諮問されまして、私も、お手元の国会から頂戴しております資料の中にもございまして、エネルギー懇談会として、石油政策に関する意見というものをまとめて出してありますが、その中の多数説というものは、石油法を作るべし、内容はかくかくのものであるというふうなことでございまして、でき上りました法案は、その後関係業界と政府で、いろいろと折衝されて、さまたつな点については語弊がありますが、いろいろ気を配って、全然同じものであるとは思

いませんけれども、大筋は生かされておる法案でございますし、さような意味で、私も、この法案は、私もいわば関係者の一人というふうな立場にある法案でございます、きわめて時宜を得た法案ではなからうかというふうに思ひます。そう申しますと、話はそれきりになります。実はエネルギー懇談会の委員をさせられます前に、昨春秋、通産省で、その前から自由化対策に、石油をどうやったらいいだろうということを前々から勉強もしておられたわけでありますけれども、いよいよエネルギー懇談会を設けて、その対策の検討に入られたわけでございまして、いろいろな政策をとっておるというふうなことで、それを勉強に、関係業界行つてもらうということになりまして、精製業者、精製業者もいわれる外資系の人、それから国産系の人、それから石油の採掘関係業者の代表、それから大口の需要者として、電力業界の代表の方、それに有澤先生を初めとして、数名の中立委員と申しますか、というふうなものであります。私もその一人として実は参りましたわけでございまして、その答申も、欧州石油調査団の報告も、いわゆる中間報告として資料が届けられてございまして、この中で、私も各国を見て回りました。たとえばイギリスとか、ドイツでは、石炭と石油との調整について、あるいは関税あるいは消費税という形で、ある調節をとっておる。しかし、その中で、さらに詳しく言いますれば、ドイツの場合は、

関税と消費税で両者の関係を規律しながら、あとは完全な自由競争というふうな形に動かしてある。イギリスの場合は、同じく関税、消費税で石炭、石油の関係を規制し、調和をはかつておられます。石油そのものについて、電力が国営であるとか、あるいは石炭も国営であるとかいうような形、あるいはイギリスにおける石炭の産炭地が、全国的に散らばっておるというふうな事情とかもありまして、石油精製業には直接制限拘束は加えておりませんけれども、実質的には石油精製業のありようというものは、必ずしもドイツのように自由競争的でないというふうな状況かと思ひます。それからフランス、イタリアはやや趣きを異にいたしまして、相当強度な国家規制をしておるというのが現状でございます。内容が違ひまして、フランスの場合には、生産、輸入、販売、精製、あらゆる面に、強力な国家統制があり、それから別途国内資源及び海外石油資源の開発に強力な国家の資本による特殊機関があり、しかも、その特殊機関は、従来の外国の石油資本と共同で資源開発に当たつておる。まあその結果、御承知のとおり、サハラあるいはフランス国内において非常な石油資源の発見によつて、フランスが、ある意味でフランス国家のよみがえりの力を得たというふうなこともなつております。この中でございまして、イタリアにおきましては、法律がございしますが、これは古いといひますか、イタリアの国家社会主義時代のなごりとしての法律があり、しかしそれはなごりでありまして、全部生きたままで使われてお

るといふわけではございません。法的には相当強度のものが、生産販売、輸入について規制がある。ただ、運用は、ある部分においてはきわめて寛大であるが、しかし、別途強力な政府機関がありまして、それがポエリ川流域の天然ガスの独占権を中心とした、それから得る多くの利潤を元にしまして、石油そのものにつきました。国内及び海外の石油資源の開発に努め、また精製業を直営し、それらを通じてイタリアは、将来といひますか、現にそうでございますが、将来を見渡した場合に、国内で消化しきれないこれらの資源というものを確保し、それを欧州各国に売りさばこうという準備をしている。さような段階にございするが、そういう工合にいろいろニュアンスは違つておるけれども、石油産業について欧州の、いわゆる私も見て参りました英、独、仏、伊四カ国が、歴史的その他いろいろな事情も違ひますけれども、相当の国家的な規制を加えている。その規制を加えている背景を、しからばどういふふうに理解したらいいのかということでございます。一つは、このエネルギー部門におきまして石油と石炭との大きな変化と申しますか、内容的にいいますならば、将来のエネルギー源として石油が決定的な力を供給の量及び価格において持とうとしておる、それを否定するわけではないが、しかし現実のそれまでのエネルギー源の大宗であった石炭、石炭産業との調整と申します。それから、調整にある種の苦心を、苦労というものを感じているというところ、まあその立場から見ると、ドイツとかイギリスとかいふのは、そこに重点

があつた政策というものになつております。イタリアの場合には、その面はあまり顧慮しないというふうなところかと思ひますが、それからい一つは、石油産業の過去におきまして支配力といひますか、世界的な供給体制の、いわゆる国際資本の支配力と申します。さようなものに対して、国としてある種のエネルギーの中核である石油に対して安定的な、また低廉な供給の確保というこのために、全然国家規制がなくていいかどうかということに對する疑問から、ある種の規制を加えようとしたと同時に、反面、自国の力といひますか、自国の経済力、自国の国家資本をもとにして、みずから石油を持とうと考えてやつてゐるのではなからうか、まあさうな気がしたわけでありまして、各国、それぞれ背景も違ひますし、事情も違ひます。ニュアンスがございしますが、それらの背景になつたのは、今言つたようなことではなからうかというふうなふうに感じております。一つは、このごろ新聞紙上騒がれておりますEECの経済統合といふことから、各国のニュアンスの違ひ、石油政策に対する各国の政策の違ひというものを、今後いかに調整したらよろしいかというところ、一つは、一つの大きな課題になつておる。まして、各国それに対する統一政策を立案中と申しますか、協議中と申しますか、という段階で、これはどういふふうに変化しますか、未定のものでございしますが、しかし、数年のうちに、ある種のまとまりというものが出るのではなからうか。そのときに石油

す。それで開発をしましたものが三
十年はもちろんゼロでございます、三
十一年も。三十二年は――ゼロからス
タートしたものですから、三十二年に
は二千キロリットル、三十三年が一万
四千キロリットル、三十四年は五万八
千キロリットル、三十五年は二十一万

三千里リットル 三十六年は四十一
万三千キロリットル、こういうふう

飛躍的に増産して参りまして、カスもそれに連れてふえて参っております。

したがつて、五カ年計画の実績は、国産石油が百万キロリットルということ

でございましたが、これはガス換算いたしまして、既存の石油を入れまして

ですが、百数十万キロリットルに達したものと存じます。したがって、予定

の線ははるかに突破したものだと思ひます。

ですから過去、先ほど申し上げましたとおり、九十年間に百万トン以上

出した油田が、八橋、黒川、東山、西山、新津、院内等六カ所でございます。

す。十五年に一カ所ということですが、この五カ年間に石油資源を

開発しました。あの百万トン級と見られるものが――これはまだ数年間です

から、百万トン出したわけではございませんが、百万トン級と思われる巨井

を含んだ油田が秋田県の申川油田、それから新潟県の見附油田、それから秋

田沖の大陸棚の土崎沖油田、それから
まだこれはそこまで確たることは申さ

れませんが、山形県の余目、並びに
国石油が開発された頸城油田、こうい

うふうに、五十年の間に四つから五つ
くらい大きなものを発見しておりま

す。なお、新潟県の見附・油田は昭和三十三年の三月二十九日に噴き出し、三十四年の三月二十九日に噴き出しま

七

した、いわゆる第十一号井という大巨井が出まして、これはわずかに二年間にすでに八万トンの油を一本の井戸から出しました。これはわが国の歴史的に見て初めてのことです。

そういう巨井も出得るということしかもそれが凝灰岩の中から、ことに火山のラバーと申しますか、その中からそれだけのものが出たということ、これは全く画期的なことでありますので、従来、火山岩に到達した場合には、もうだめだと思っておったのが、幸いにしてシュランベルジャーの電気検層機を、日本に二つ基地を作りまして、フランスから導入いたしました最新の科学的電気検層機でもって、やった結果、火山岩の中に大きな

油層があるということを見つけた。それでピットの減るのかもしれない。それはもう先生のほうが詳しいのですが、掘った結果、凝灰岩九十メートルの間に含油層が一ぱいありまして、そうしてその中から大きな油が発見されたのみならず、すでに今二十号坑か掘っておりまして、ほとんど十一号井、それまではガス層でありましたけれども、十二号井からあとはいくらでも、油層に当たつてきております。見附油田は大きなものだと思いますが、頸城油田は私はよく存じませんが、帝国石油で最近発見されて八橋をしのぐ大油田だということでもあります。でありますから探鉱資金を投ずれば相当のものがまだ日本にあるのだと思われまします、ことに日本の陸上に比べて、七〇パーセントもあるだろうと言われておる大陸棚の開発については全く手がつけられていなかったのに、これはピアックが報告されたことによって

十一億の巨費を投じた、例のルノー式の海洋掘さくによって掘った結果、あるかないか全然わからないと言われたところにrippan油層が八幡油田と並行して発見されております。でありますから、それからずっとわれわれが海上を探鉱しただけでも、北は秋田県から新潟県まで数力所大きな構造ができておりますので、われわれは非常に有望だと思いますので、結局探鉱資金を投ずることだと思っております。先生方がお作りになりましたこの法律によってできたこの会社が、数年間まずまあ不良少年でなく、前途のある青年らしくなってきたのであります。すが、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

○参考人(南郵政二君) 中田先生のお話でございますが、一体お前たちは製油工場を持っていないのを奇貨おくべしとなっていてやがらせを言うんじやないか、こういうことで、毛頭そういうことはございませんので、私どもは北スマトラ石油のそれぞれ株主でございます。まあ商取引の実際の交渉の途上におきまして、先生がお話になりました、あるいは一ドル九十セントというようなお話が出ているかもしれませんが、しかし一ドル九十セントでなければ買わぬというようなことではないののでございまして、いずれ落ちつくところへ落ちつきますし、これはもう北スマトラのものにつきましては全量引き取ることに毛頭依存はない、かように御了承願いたいと思います。ただ段段の点につきまして、これは引き取りの現状といたしまして、石油業者は今日までのところ外貨割当の数量のプロラタであれを引き取る、北スマトラを引

き取るということになっておりますが、事実上の問題としてたとえば二千キロとか千五百キロとかいう端数が出ますと、やはり二万トンなら二万トンのタンカーで持つて参りますと、それを国内でさらに小さな船に積みかえてよそへやるというようなことがちよつと困難な問題でございますので、その間のやりくりと申しますか、お互いにはプールをするなり、あるいは交換をするなり、あるいは近い工場、二工場でちよつと荷を動かして荷役をするなりというようなことで、片をつけるというところで、目下努力をいたしております。ただ自由化に相なりましたときにはなりますと、あそこの原油の成分そのものは御存じのごとく非常にガソリン

の含有量の多い、ガソリンを五〇%ぐらい取りますと、あとはほとんどA重油でございますし、それ自体硫黄分も少ないというふうなものでございまして、たとえば石油化学の材料をとるときにいうようなことには非常によろしいわけでございます。したがいまして会社としてしましてはもっとほしいということもある、かように考えておりますので、自由化が行なわれました暁は、通産省当局とも私どもの内情をお話し申し上げまして、何らか引き取りの方策を、従来の外貨割当によるプロラタということでなしに、合理的な配分方法、引き取り方法を研究いたしたい、かように考えております。

それから第二は、國產原油、準國產の、日本の国内で出ます三村さんのほうの原油でございますが、これも私ども株主でございますが、これはどういたしまして、今のような原油の到着価格が大体平均いたしますと五千

三、四百円くらいで、関税その他をふれまして入ってきているわけでありま
す。それから考えますと、千五百円な
いし二千円どうしても高くなつては三
村さんのほうでお困りだと、かように
考えるわけであります。買うほうから
いきますと、わざわざ出資をして千五
百円、二千円高いものを買わなければ
ならぬのと、こういうことに相なりま
す。これは私どもから申し上げまし
て、やはり三村さんと同じでございま
して、石炭と同様に、あるいは
日本の金鉱山と同様の観点で、その
資源の散布状況が貧弱なわけでござ
いますので、高くつくことも万やむを
得ぬ。あるいは何かその辺で石炭に対
しますように国内の資源開発について政

府で特段の御措置を願つて、やはり商業ベースで取り引きができるような状態になれば、これはもう毛頭異存はございませんし、せつかく国内で出ますものでございますので、できるだけこれは全量お引き取り申さなければならぬと、かように考えております。

アラビヤ石油の点でございますが、先ほど私六百万トンくらいと申し上げましたのは、全くの例でございます。例でございますして、何百万トンならば引き取れるかということは、私実は今明言をいたしかねるような事情でございます。業界内部におきまして、なるべく早く引き取り可能な限度を出したところと、かように目下努力いたしておる次第でございますが、今日までのところ、大体月間十四、五万キロリットルでございますので、これはそれぞれ順調に引き取ります。この四月から六月までの期間もおおむね数量は十四、五万キロ、六月が十八万キロでございます。

ますが、というようなことでございますので、これはもう片づけておるわけでありますが、七月が三十万キロ、八月が四十万キロ、九月が五十万キロ、十月以降は月間八十万キロ、八十万キロとなりますと、年間一千万キロベースに相なるわけでございます。そこで七月以降の要するに三十万キロ、四十万キロになりましたときに、その全量を国内で引き取るか引き取らぬかというところでございます。何ゆえにそういう問題が起きるのかという中田先生の御話でございますが、それぞれの会社の事情もございまして、ある会社は外資提携のために、一〇〇兆お前のほうから原油を買うというところもあるわけであります。しかしその会社でも、

從來アラビヤ石油を引き取っておるの
が実情でございます。これは行政指導
によりまして、引き取っております。
それからすでにそういうことは別に、
契約によってその所要原油の八
〇％なり九〇％なりをすでに手当
済みとして、これは私契約の
上の問題でございますが、したが
いまして、その余分だけしか引き
取り得ないというようなところも
あると、かように考えます。

さらにもう一つの点は、アラビヤ
原油の産出します原油は相当に硫
黄分が多いわけでございます。かつ
十六、十七％ガソリンをとりま
すと、あとは大体燃料、C重油に
なるわけであります。そのC重油
はほかの原油から取りましたもの
と混合をいたしませんと、硫黄分
の含有量が多いということにな
りますから、笹森さんあたりのと
ころから、特に発電用等の重油に
ついては、硫黄分の含有量の多い
ということになります。

うものを非常に強く要望されておりま
す。したがって、原則的に申しますす
ば、やはり発電原価の二割を占める燃
料ということにつきましては、原則的
には自由選択というものを強く希望し
ているわけであります。これは実例を
アメリカの例と比較してみまして、
ニューヨークのたとえばコンソリデー
テッド・エジソンのごときは、毎月そ
の燃料費を天然ガスと石炭と重油と三
つについて、消費量、支払金額——B T
Uで言っておりますけれども、その比
較を公表しております。それを見まし
て彼らのやり方の自由選択はまことに
うらやましいと思つて見ているのであ
ります。それは大体半カラロリー
当たり五十銭で購入しているのであり

ます。石炭が四十八銭見当、それから天然ガスが五十銭、それから油のほうは四十九銭、そういうふうな三種類のものが、幸いにして彼らは条件に恵まれておりますために、適当にそれを選択して使っております。ことに過去の数字を見ますという、スエズ運河のときにはさつと油から天然ガスとそれから石炭に転換して、そして生産コス

トの高騰を防ぐとすることをきわめてすばやく実行に移しているのであります。まあそういう姿がありますれば、はなはだ私どもとしては企業内部

の合理化の問題におきましては、不幸にして日本での自然感存の状況が彼らのような条件では参りません。その点におきま

して、先ほど先生からお話がありました。石炭と石油との総合的な使い方において国民経済の立場から云々というお話がございました。おそらく電気事業ほどそういう立場から石炭と協力

しようという産業はほかにないであらうと思います。長期にわたっての引き取りの数量というものはすでに協約、話し合いが済みまして、そして実行に移っているところでございます。私どもそういう点から、実際がそういう動き方を現在しているわけであります。次に、水力発電のお話がございます。

在の料金から参りますと、経済開発個所に困っているわけでございまして、この点につきましてはいよいよ不経済な山奥の開発にあたっての問題が数個ございますが、たとえば補償料の問題がございます。あるいは附帯設備の問題がございます。たとえば道路のごときも、開発のためにつけた道路が結局

もって「云々ということで、いわば限時法的な精神が入っておりましたが、衆議院の修正でその限時法的な精神というものはなくなったというふうに考えられるのでありますが、先ほどお述べをいただきました中で、南部さん、徳永さん少しはつきりされていない点があります、笹森さんは限時法とはつきりおっしゃったように記憶しております。お二人に、南部さん、徳永さん、もう一ぺん恐れいりますが。

○参考人(南部政二君) 業界の意見全体がそうであるとはちょっと申し上げかねるのでございますが、大勢としては限時法であってほしいというのが大勢でございます。かよう私判断いたしております。

はないというようなことも影響したか
 と思います。そういう背景が一つ。そ
 れからいま一つは、政府がそういう背
 景のさ中で石油業法を作りまして、石
 油業界あるいは関連業界の意見を求め
 たわけでありませうけれども、民間側では
 石油事情の特殊性から、政府の考えて
 いることは石油事業の特殊性から基本
 法であつて、恒久法であつてしかるべ
 しと、しかしながら、それはあらゆる産
 業について石油業法類似の業法を作ら
 うという意味ではないということなん
 でございますけれども、関係のない業
 界から見ますと、石油業法の成立とい
 うものは、他の産業にも事業法がで
 きるんじゃないやうか、そのはしり
 じやなからうかというような疑いを持

いいまして、私、先ほど最初に一、二申し上げました際に、欧州の成り行きといえますか、というものはやはり一つの過渡期でございまして、これが数年後にある形をなさうかとも思います。今世界の石油業界はいわば一つの全体として見て転換期でございまして、それに即応して国の施策もある意味では過渡期とも大づかみに言えようかと思ひますけれども、そういうものの落ちつきを見て、日本としても振り返つてみて考えるという余地のあることは、客観的に見てもある意味ではより望ましいことであるということも言えようかと思ひますわけで、そういうこととあわせ考えますと、原案ははっきり時限立法という形をとつております。

あるいはその他の経済事情の推移に依
じて、この法律に再検討を加えるとい
う再検討条項としては、衆議院の修正
にかかわらず、残っておるのだ、こう
いう御解釈、御意見と承知をしてよろ
しゅうございましょうか。

○参考人(徳永久次君) お話のとおり
でございます。

○吉田法晴君 その次は、先ほど南部
さんに中田委員から質問ございました
ら、買取機関の問題については、構想
なりあるいは財政的措置といえます
か、そういう点も明らかでないし、ま
だ意見を述べる段階ではない、こうい
うお話がございましたが、石油鉱業連
盟の三村さんは、買取機関は作るべし
だと、こういう積極論と承知をいたし

最後においては国道になりあるいは県道になり、そういうものはやはり開発にあたっては電力会社が自身の費用において、建設費においてこれを開設しなければならぬというような問題もございますし、あるいは資金の調達の問題があり、同時に資金の量のほかに質の問題がございます。そういう問題がございますので、現状においてこう

○参考人(徳永久次君) エネルギ―懇談会の意見というのは、御意見でございますように、問題の性質から見て、考え方からいうなれば、恒久法であるべしというのが答申の線でございます。ただ政府原案を作りまして今出されております案では、状況によって再検討するという案が出ておりますが、これは政府としましては、エネルギ―

たれたりというようなことがあり、さりとて今までよくわからなかったが、この法律の提案に、議案の成立にからんでいろいろ聞いてみると、石油業界には何らか法律が要るそうであるといううようなことで、しばらくはいいだろう、恒久法までは納得いかぬかといううな声が大勢であるわけです。そういうところ、しかも政府としてはこの法

せんか、しかし恒久法とも断定していない。少なくとも案の内容は、経済情勢の変化に応じて再検討するというような形になっておりまして、経緯は私が言ったようなことであろうかと思えますが、結果としても妥当なところになったのではなからうか、そんな気が、私、いたしております。

◎吉田法晴君 徳永さんにもう一ぺん

ておるわけですが、笹森さん、それから徳永さん、どういう工合にお考えになりますか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(笹森建三君) 石油買取機関の問題につきましては、電力事業としてはまだ話がまとまっております。お答えすることができないので、あしからず。

いうふうな問題が解決しない限り、積極的に動くということがなかなかむずかしいというのが現状でございます。

○吉田法晴君 先ほど各参考人から御意見を述べていただいたわけですが、南部さんも大体この法律は限時法にすべきだという御意見であったかのように伺うのですが、エネルギー懇談会を代表して来られました徳永さん、これ

懇談会の意見もある程度尊重してされたことと思ひますけれども、しかし實際問題として考えてみまして、これはこの法律、通産省いろいろ苦勞なことがさつたらうと思うのでございますが、石油の特殊事情、と申しますと語弊がございますけれども、石炭の問題は日本の各経済界がみなよく知つておる、平たく申しますと、よく話がわかるわけ

案を作り上げる——十分関係者に一人一人の人に説得し、説明する時間的余裕も乏しかったというような事情がございまして、まあみんな関係者の了解も得なければいけませんし、そういう関係者の中で本件の事業法は他産業に波及するものでないということは、なかなか説得しにくいという事情もあつて、ここに先々では再検討しますよと

念を押しますが、そうしますと、限時法ではないが、再検討条項を付け加えた、説得する時間もなかったし、それから国際的にも、石油政策と申しますか、あるいは石油を中心にしたエネルギー政策についての、欧州等、過渡期であるから、先ほど最初の陳述にEECの動向もありましたが、国際的な方

○参考人(徳永久次君) 先ほど、最初にお答え申し上げました、エネルギー懇談会の委員の一人として、しかも多数説の委員としまして、この意見書の中の第二以下に書いてあります意見、私、関係者の一人でございますが、かように御了解いただいたと思います。

○川上為治君 関連して、今、吉田さんの質問に関連をして三村さんに

はまあ原案を作ってきた人として同様の御意見を述べられたのでなかうか、その辺を伺いたい。というのは、原案は附則で、「緩和又は廃止の目的を

でありますが、石油の事情はなかなかわかりにくい事情がございますので、ある意味では石油業界の経営者グループが他産業との折触の面で石炭ほどで

いうような、なかなか突によくできた成り行きといえますか、苦心の策であらうと私ども見ておりますわけでございます。と同時に、また別の角度から

苦心の作になったのだ、こういうお託
であります。そうしますと、附則が変
更をされたけれども、その再検討条項
は残っておつて、内外の石油の事情、

ちよつとお聞きしたいのですが、先ほどから買取機構の問題についていろいろお話がありましたし、また三村会長のほうからは、国策的な特殊法人の原

油買取機構を作ってもらいたい、こういうお話がありました、何か具体的な構想があらうんですか。その点をちょっとお伺いしたいと思うのですが、私もこの問題についてはいろいろ研究をしておるわけなんです。特に石油政策については、この石油業法だけではたして今後うまく石油業の問題、あるいは石油との関係、あるいは国産原油の問題、いろいろな問題を乗り切っていくかどうかは非常に疑問に実は思っているわけで、ほかに大きな手をひとつ打たなければいかんのではないかと、そういう気持もするわけなんです、それがすぐ特殊機構を作れ、という意味では毛頭、私は、ないわけなんです、これはいろいろ方法はあると思うのです。たとえば、探鉱費の全面的な国の助成の問題であるとか、あるいは税金の問題であるとか、いろいろの方法はあると思うのですが、この特殊機構の問題について私も考えるときは、非常にいろいろ問題が起きてくるのは、かりにこの特殊機構を作るといふようなことになれば、全部申し入れによって、石油業者の申し入れによって全部の業者から買い取るというように機構にするか、それともアラビア石油とかあるいはまた国産の石油資源——重石、あるいはまた重石あるいはスマトラ石油、こういう特殊なものだけを買い取るというように機関にするか、特殊なものだけを買い取るというように機関にするか、これは一般と均衡があるという失するということになると思うのです。アラビア石油でありましたが、国の金もちろんでありますが、それは出資という形ではないので、普通の財投の

金が行っておるわけですから、そういう金を受け取ることは幾らもあると思うのです。でありますから、そういう一般の民間の企業体のものを、特別なものを買い取るというものは、ちょっとこれはおかしいのじゃないかというように気がするのです。そうやってきまうと、そういう特殊なものだけを買い取るということになれば、そういう特殊な公社については、国の資本を入れるか、何かの形において国が強力な監督をするというように形にしなければならぬのじゃないか、そうやってきまうと、今度は外国との関係で非常に問題が起きたりするので、こういう問題があるとか、あるいはまた申し入れによつてどこからでもこの買取機構が買いうのだということになります、今の時代においてそんなに石油を備蓄する必要があるのかどうかという問題が起きます、またコストの問題がある必要は私はあると思うのですが、三村さんの方ではぜひそういう買取機構を作ってもらいたい、こういうお話をしますが、まあそういうことをおっしゃる以上は、具体的な構想が私はあるのじゃないかと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになるのか。私は今まで研究はむずかしい問題だと実は私自身は考えて、どういうふうにか、今のところは持つていったらいいのか、今どこまで進んでいったかというふうなところまで進んでいないわけなんです、その点をきいていただければいいかと思うのです。ちよつとお聞きしたいと思うのです。

○参考人(三村起一君) 川上先生のおっしゃることはもう全く同感なんです。実はそれでわれわれといたしまして、でも、私は先ほど申し上げましたとおり、たとえば、という字をこへ入れたいのです、たとえば何か国家的特殊機関、特殊法人の原油の買取販売機関を設立していただいて、また場合によつては、国が必要とする原油の備蓄等もこの機関が行なうようなことにならなうと、そういうことを申し上げたのであつて、たとえ、という言葉を私は申ししたのでありますが、実はわれわれといたしまして、これはほんとうに川上先生今おっしゃるとおり、額はできたのですが、中のカンパスもあるのですが、さて絵にかくとなつてきたのかこの絵がむずかしいので、われわれ今実は研究中なんです。それで川上先生のおっしゃるとおり、全部の石油を一応買い取るのだというところは非常に徹底した考え方だと私は思つており、それ、それも非常にこれは敬意を表さなければならぬ考え方だと思つて、さうなる、一種の専売制度みたいなものになるのじゃないか、そこでさしあたりまあ不徹底な点もありましようけれども、まあ四社のやつを、普通国産と準国産だけを買い取つていただいて、さうして、まあ将来のことは将来として、当面の対策をはかつていただきたい、こういう考えを持っておるわけなんです。それで、今お話のとおり、まだこれは四社の政策委員においても検討しております、政策委員だけでなくいかぬから、専門委員を作つて目下検討している最中でございますが、国産石油の保護育成ということとこの買取機関というものをあわせ考えるような方法をひとつ考えていただきたい

と思つてゐる、これはわれわれも研究いたしますが、ひとつ先生方のほうに特別お願い申し上げたいと思つておるわけでございます。なお、この機会にちよつと申し上げたいと思うのですが、先ほど笹森さんから——これはもうそういうことを言わぬでもないのですけれども、私が申し上げました、経済団体連合会でも一番最初には業法反対論が強かつたんですが、それが云々と言つたんですが、私の申し上げたのは、実は私、一昨日歯を痛めまして、どうも発音がはなはだ不十分なんです、できるだけ発音をよくするようにと思つておりますが、発音の不十分なせいか、少し、先ほどお話がありました、こへ私はちゃんと書いてきましてあるし、また、これをちよつともう一度読みますが、今年の初めに何回かエネルギー対策委員会を開いて——私はほとんど全部に關係して毎回出ております——關係者を呼び、いろいろ事情を調べられた結果、統制反対の原則の見地から条件付——というところはこれは期限等でございますが、条件付ではあります、やはり石油業法はやむを得ぬとの考え方にとまつたのであります、こういうふうに申し上げたのであります、この点、今、笹森さんにもこれをお見せしたのであります、御了解が得たものと思つて、それをつけ加えて申し上げさせていただきます。

○吉田法晴君 買取機関のことはこれから検討の問題という御答弁でありました。ただ、その形を専売のような云々という話もございましたけれども、法律によつて買取機関を国で作るといふようなことはみんなまあ考えられていない。そうすると、問題はこの国産原油あるいは——スマトラの石油については実はあまり問題がなさそう、先ほど南郷さんからお話がございましたが、主としてアラビア石油に關連をする買取取り可能かどうかと、こういう問題のように実は考えるのです。法律できめて一手買取機関に買わせるというならこれは別問題ですが、おそれるという極端な議論は皆さんの中からは出ないと思う。そうすると実際には——これは私の立場は別問題です、皆さんのあれからいって……。そうすると、国産原油なりあるいはスマトラの石油がどういう工合に引き取られておるか、問題があるのかないのか。アラビア石油についても、先ほど数字をあげられて南郷さんからお話があった、ただ、現状では引き取りは可能だと、ただ、十月以降の八十万キロですか、一千万キロになったと引き取れるかどうか、こういう御指摘がございましたが、今までのこのアラビア石油——アラビア石油も資本の構成について国の援助がございましたが、私の会社には間違いない、特殊法人ではなかつたと思つて、さうすると、今までの取引といひますか、引き取りについてどれだけの折衝といひますか、話が進められてこられたのか、その辺を三村さん、南郷さんにお伺いしたいんですが、中には民間段階で、あるいは業者段階での引き取りについては、契約といひますか、交渉といひますか、あるいはまた政府、国会に働きかけて、いわば政府の施策として特殊法人的な買取機関を作らせようという運動を進められておるのではない、こういう批判等もある

りますだけに、アラビア石油なりあるいは民間段階で、どの程度の努力とあるいは話が進められてきたか、その点を三村さんと南部さんにお伺いいたします。

○参考人(南部政二君) 今日まで特殊の原油の買い取りについてどういう折衝の情勢かという吉田先生のお尋ねと存じますが、北スマトラ石油は創立早々から、会社設立に際して石油精製業界もこれに協力するようという政府の要望もございまして、私どももこれに協力をいたしまして出資をいたしており、その当時から北スマトラにおいて出てくる日本へ持ってこなければならぬ原油は、これは石油業界で引き取りましょう。原則的な点において石油業界はもとよりおるわけでありまして、ただ事実上の問題として、商取引の実際の行為として、先ほど申し上げますように、外貨割当の基準に従って出資各社がそれぞれその比率で引き取るということにさしあたりいたしておるのであります。タンカーが、何せ二万トンとか二万五千トンとかいう船を持って参りますと、割当量の少ない千トンとか二千トンという会社もできるわけでありまして、こういうような場合の、石油を引き取る側の私どもの相互の間における何らか計算上の処置で、この本船をあらへ着けこちらへ着けというような不経済なことのないようにいたしたいという点と、価格についての折衝という点と、価格の実際の交渉が行なわれておることとでございます。

アラビア石油につきましては、これも出て参りましたので、アラビア石油側からはぜひ買い取ってもらいたいというところで、

いうことで、昨年以来、昨年度で百万十キロリットルでございまして、四月から引き取っておりまして、この四月から四万五千ないし八万五千を六月までは引き取るということにきめておるわけでありまして、問題はそれ以後に相当数が大きくなりますと、先刻申し上げましたような品質上の問題でございまして、あるいは価格上、従来の既契約との関係でございまして、一千万トン出るとなると、一千万トン全部引き取れということになりますと、その間に相当な困難が予想されますという事情でございます。

なお、国産の原油につきましては、これは秋田、新潟方面で出ますものにつきましては、これは価格の問題があるわけでございます。この点だけが問題でございまして、引き取ることは全体として異存はない。ただしこの原油の輸入価格——これも余談でございますが、御存じと存じますが、アラビアから日本まで持って参ります海上運賃は、現在のところ千二、三百円から千五百円くらいのものでございまして、北海道の山元で炭を出しまして、港へ持ってきて、京浜まで船で運びますとやはり千五百円くらいかかるというところとございまして、キロカロリー当たり計算いたしますと、石油のほうが十五銭くらい、石炭のほうが二十五銭くらいかかるという結果になっておるというの、これは一に海運市況に左右されておる。海上運賃が何らかの事情で国際的に向上しますれば、日本の原油はそう高いとも言えない、かように考えなければなりません。さしあたり世界的なタンカー運賃の上昇

は見込めないのではなからうかと、かように私も考えております。

○参考人(三村起一君) どうも私はあまりアラビア石油の内容についてはよく存じておりませんけれども、四、五、六、三カ月はもう完全に引き取っていただくことになっておるようでございしますが、それから先について、まだはっきりしておらず、ことに自山化後についてはどうなるかわからない。できるだけ御好意あるお話でもありますし、やはりユーザーのほうからも非常に御好意あるお話でございまして、何とか解決していくだろうと思っておりますが、これはひとりアラビア石油だけでなく、国産石油につきましても、実はなかなかこれは、今たとえば石油資源で日産千数百トン出す能力がありますけれども、それだけ引き取ってもらえないというの、やはり値段の点等もございまして、先ほど申し上げたような値段等もございまして、いろいろ事情があつて、たとえば運賃にいたしましても、わずかに見附から新潟まで五十キロくらいのところを七百円もとられる運賃が、もし秋田まで持っていくとなれば千五百円くらいはとられます。そういうふうになってきますと、アラビアから持ってくるのと、見附から秋田まで持ってくるのと同じです。そういう国内の、国産石油の事情でありますので、なかなかこれは安くしようと思つても、安くできないというふうな事情がありますので、一方において国産石油に対する保護育成ということもありまして、一応ひとつ買取機関を作つていただいて、そこでまとめて買ひ取つていただくということになれば、いろいろな問題が一応そこでとにかく

片づくんじゃないか、こういう考えであります。結局は先ほど川上先生のおっしゃったように、そういう四社であれば不徹底な点もありましよう、また今吉田先生のおっしゃったように、私企業に対して云々というふうなお話もありまして、全体を引き取るというふうなことにでもなれば、そういう点については大いに筋が通つてくるかとも思われます。

それからもう一つは、ただこういう点がございまして、アラビア石油は、外資系の会社でございますが、外資系の特殊な会社が七社ほどあります。そういう石油精製業のほうでアラビア石油を引き取つていただくときには、全く商業ベースで引き取つていただく。したがって同じレベルに立つて引き取つていただくということでありまして、特殊なフエーバーはない。そこで自由選択になつてくるという、フルに完全に引き取れということについては非常に困難になつてきはしない。ただ一たび国策会社に買ひ取つてもらつて、そこから出すとなれば、ワシントン・クッション置くという、英米系の巨大な会社でもまたこれはある程度やむを得ぬと見る点もあるだろうというお話も初めにありましたので、そういう点から一応買取機関を作つてという案をわれわれは出したわけでござい

分参考として、今後の審議を進める所存でございます。どうもありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。次回明日午前十時三十分より開会いたします。

午後四時五十六分散会